

## 学校感染症による出席停止の取扱いに関する要項

〔 令和5年6月26日  
大学運営会議 制定 〕

(趣旨)

第1条 この要項は、本学の学生が学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号。以下「施行規則」という。)第18条に規定する学校において予防すべき感染症(以下「学校感染症」という。)にかかった場合等の授業の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(出席停止)

第2条 学長は、学校感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかる恐れがある学生があるときは、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条で定めるところにより、出席を停止させることができる。

(出席停止の指示)

第3条 学長は、前条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、学生にこれを指示しなければならない。

(出席停止の期間)

第4条 出席停止の期間は、感染源の種類などに応じて、施行規則第19条の規定を基準として、学長が決定する。前条の学生への指示は当該基準に合致する場合に省略できる。

(手続き)

第5条 学生は、学校感染症にかかった場合、直ちに医療機関が発行した診断書もしくはこれに準ずる書類を学生支援課に提出しなければならない。ただし、新型コロナウイルス感染症にかかり、医療機関を受診出来ず、厚生労働省で承認された抗原定性検査キットによる検査の結果、陽性となった場合には、「抗原定性検査キットによる陽性報告書(様式第1号)」を診断書等に代えて提出することができる。

2 前項の規定により「抗原定性検査キットによる陽性報告書(様式第1号)」を提出した学生は、症状が悪化した場合には必ず医療機関を受診しなければならない。

3 学生支援課は、学生から第1項に規定する書類の提出があった場合、学長、副学長、学部長及び学生が所属する学科・専攻の長に報告するものとする。「抗原定性検査キットによる陽性報告書(様式第1号)」の提出があった場合は、本学の医師免許を保有する教員によって、抗原定性検査キットの検査結果を確認するものとする。

4 学校感染症が治癒した学生は、必ず医師から治癒証明書もしくは、これに準ずる書類をもらい、学生支援課に提出してから、登学、実習に出席することとする。ただし、次の各号に記載する感染症にかかった場合は、医療機関を受診し、病名と診断日が記載された書

類及び本人記入の経過報告書を治癒証明書に代えることとする。

(1) インフルエンザ（鳥インフルエンザは除く）

(2) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る）

5 前項の規定にある経過報告書は次のとおりとする。

(1) インフルエンザにかかった場合、「インフルエンザ経過報告書（様式第2号）」を提出する。

(2) 新型コロナウイルス感染症にかかった場合、「新型コロナウイルス症状経過報告書（様式第3号）」を提出する。

6 学校感染症にかかった学生は、授業を欠席した場合は「公欠届」を、試験を欠席した場合は「追試験願」を学生支援課に提出することができる。

(学校の休業等の措置)

第6条 学長は、学校感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業等を検討できる。

2 休業等の検討は、次に掲げる基準のいずれにも適合した場合に行う。

① 学校感染症の診断を受けた者がクラスで複数名いる。

② 発熱などの感染症状で欠席者がクラスの20%以上いる。

3 前項を満たす場合、各学科長・専攻長は速やかに学部長に報告、学部長は学長に報告、学長は関係者を招集して、次の基準により各学科・専攻の学年単位での休業等の必要性を検討する。ただし、緊急性の高い場合は学長が独自に判断する場合がある。また、休業の必要がある場合は、千葉県健康福祉部医療整備課に相談する。

① 複数の学年単位で休業等が出る場合、各学科・専攻単位での休業等を考慮する。

② 複数の学科・専攻単位での休業等が出る場合、大学全体の休業等を考慮する。

③ 休業期間は原則5日間とする。

④ 対面授業は可能な限り遠隔授業に振り替えるなど休業以外の措置も考慮する。

⑤ 休業期間に受講できなかった授業は、公欠として扱う。

(学校の休業等の指示)

第7条 学長は、前条の規定により休業等を行うときは、その理由及び期間を明らかにして、学生にこれを指示しなければならない。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、この要項に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、令和5年7月1日から実施する。

2 学校感染症による出席停止の取扱いについて（令和2年2月3日第13回教授会申合

せ)は廃止する。

## 抗原定性検査キットによる陽性報告書

年 月 日

学科・専攻名 \_\_\_\_\_  
学籍番号 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

以下のとおり抗原定性検査キットにより陽性となりましたので報告します。

写真添付

確認教員名 \_\_\_\_\_

様式第2号

インフルエンザ経過報告書  
(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザは除く)

申請日 年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

学科・専攻名 \_\_\_\_\_

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

下記のとおり、発症した日の翌日から5日以上を経過し、かつ、解熱した日の翌日から2日以上経過しましたので、出席停止措置の中止をお願いします。

発症日（発熱した日）： ※発熱しなかった場合、全身倦怠感や咳、鼻水などの発症日 　： 受診日： 年 月 日 医療機関名： 診断型： A型 B型 疑い・不明（○で囲んで下さい。） 処方薬および服用期間：
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

体温の記録（できれば朝・夕の一日2回測定）

		朝の体温（℃）	夜の体温（℃）	備考（症状等）
発症日	月 日			
1日目	月 日			
2日目	月 日			
3日目	月 日			
4日目	月 日			
5日目	月 日			
6日目	月 日			
7日目	月 日			
8日目	月 日			
9日目	月 日			
10日目	月 日			

- ・登学可能とする基準 発症（発熱）後6日目以降かつ解熱後3日目以降
- ・解熱の基準 37.0℃以下。1日のうちで発熱・解熱した場合は、発熱期間とする。

※添付書類（下記のうちいずれか1点を添付し、✓をつける）

- インフルエンザ罹患を示す診断書（医療機関発行のもの）
- インフルエンザ陽性を示す検査結果報告書（氏名・診断日・感染症名が入った医療機関発行のもの）
- 調剤明細書またはお薬手帳の処方内容（インフルエンザ感染症治療薬が記載された薬局発行のもの）



【参考】

学校保健安全法施行規則第 18 条、第 19 条

分類	該当する感染症	出席停止の期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ (H5N1)、中東呼吸器症候群(MERS)、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。)	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化(乾燥)するまで
	咽頭結膜熱	主要症状消退後 2 日経過するまで
	新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)	発症後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快後 1 日を経過するまで。
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、パラチフス、腸チフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他感染症(感染性胃腸炎<ノロウイルス・アデノウイルスなどによる>、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、手足口病 など)	

○出席停止期間の考え方

「○○した後△日を経過するまで」とした場合は「○○」という現象が見られた日の翌日を第一日として換算する。

例えば「発熱した後 2 日を経過するまで」の場合は次の通り

月曜日に解熱→火曜日(解熱後第 1 日目)→水曜日(解熱後 2 日目)→(この間発熱がない場合)→木曜日から出席可能